

# 神戸市水素供給設備整備事業費補助金交付要綱

平成 28 年 9 月 30 日局長決定

令和元年 5 月 31 日改正

令和 4 年 4 月 25 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会を目指し、「神戸市燃料電池自動車 (FCV) 普及促進ロードマップ (平成 27 年 3 月策定)」に基づき、燃料電池自動車の普及促進を図るため、水素供給設備を市内に整備する事業者に対し整備に要する経費の一部を補助することを定める。

当該補助金の交付については、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号)、神戸市補助金等の交付に関する規則 (平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下、「補助金規則」という。) に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱に掲げる用語の定義は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車をいう。
- (2) 「水素供給設備」とは、燃料電池自動車に燃料として水素を供給する設備をいう。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 経済産業省が行う水素供給設備整備事業費補助金 (以下、「国からの補助金」という。) の補助事業者である、一般社団法人次世代自動車振興センターから補助金交付決定を受けた法人又は個人事業者
- (2) 国税及び市税の滞納がない者
- (3) 市内において、トータルで CO<sub>2</sub> フリーな水素の供給に向けた検討を行い、環境負荷低減に資する水素エネルギーの普及啓発に取り組む意思がある者

(補助対象設備及び経費)

第4条 補助対象設備及び経費は、一般社団法人次世代自動車振興センターが定めた「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程（令和4年4月改正）」（以下、「交付規程」という。）のとおりとする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は当該年度の予算内とし、1件あたり5,000万円を上限とする。

ただし、国からの補助金と合わせて事業費を超えることはできない。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付申請をする者（以下、「補助金申請者」という。）は、第3条第3号に関する実施計画を立てなければならない。

2 補助金申請者は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に別表1に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定・通知）

第7条 市長は、補助金規則第6条～8条に基づき、交付が適当と認める場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

2 市長は、第1項の審査等により補助金の交付が不適当と判断した場合は、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知する。

（申請の取り下げ）

第8条 補助金申請者が、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（計画の変更、中止、廃止）

第9条 第7条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更しようとするとき。

（2）補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。

（3）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項第1号、第2号に該当する承認申請は、補助金交付決定内容変更承認申請書

(様式第5号)、前項第3号に該当する承認申請は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)による。

- 3 市長は、前項に基づく申請があったときは、これを審査し承認することが適当であると認めるときは、補助金交付決定変更通知書(様式第7号)または、補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により補助事業者に通知する。
- 4 市長は、前項の承認をする場合、必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき、補助金交付申請を行った年度の3月31日までに、補助事業実績報告書(様式第9号)に別表2に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、補助金規則第16条に基づき、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付額を確定し、補助金額確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受領した後、当該年度内に補助金請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第9条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき。
- (3) 国からの補助金交付が取り消されたとき。

- 2 市長は、補助金交付の取り消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知する。

(取得財産の管理)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下、「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な

管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。  
また、市は、取得財産等の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の補償をしない。

2 補助事業者は、交付規程第 18 条に基づき、取得財産等について管理し、市長の求めに応じて管理台帳（写し）を提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第 15 条 補助事業者は、交付規程第 19 条に基づき、取得財産等を処分しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 13 号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

（補助金返還）

第 16 条 市長は、補助金の返還を求める必要がある場合、補助金規則第 20 条に基づき、補助金返還命令書（様式第 14 号）により補助金の全部又は一部の返還を請求する。

（協力）

第 17 条 市長は、市の施策に基づき水素の普及促進を図るため、必要に応じて補助事業者に対して水素供給設備に関するデータ等の提供を求めることができる。

2 市長は補助事業者に対して、水素の普及啓発に関する事業等について協力を求めることができる。

（補助事業者の責務）

第 18 条 補助事業者は、前条の求めに協力しなければならない。

（雑則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

別表1 申請関係書類（第6条関係）

1	水素供給設備事業費補助金申請書類及び交付決定通知書（写）※
2	市内での環境啓発活動及び環境負荷軽減に資する水素の取り組み計画書
3	その他市長が必要と認める書類

※一般社団法人次世代自動車振興センターが定めた「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程」第6条および第7条に規定する書類

別表2 実績報告書関係書類（第10条関係）

1	水素供給設備事業費補助金額実績報告書類および補助確定通知書（写）※
2	その他市長が必要と認める書類

※一般社団法人次世代自動車振興センターが定めた「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程」第14条及び第15条に規定する書類